JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　滋賀県草津線複線化促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）は、JR草津線を利用した合宿等支援事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象団体等）

第２条　補助金の交付対象となる団体（以下「補助金交付対象団体」という。）および事業は、別表１のとおりとする。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の額および限度額は、別表２のとおりとする。

（補助予約）

第４条　補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象事業の実施日の１４日前までに、補助予約申込書（様式第１号）を会長に提出し、受理されなければならない。

（交付申請および添付書類）

第５条　補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（兼 実績報告書・交付請求書）（様式第２号）

　（２）事業計画書および収支予算書（兼 事業実績書および収支決算書）（様式第３号）

　（３）その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書（兼　額の決定通知書）(様式第４号)により申請者に通知するものとする。

（交付申請書の提出期限）

第６条　前条に規定する書類の提出の時期は、補助対象事業の実施日の１か月後までとする。

（補助予約内容の変更等）

第７条 第４条に基づき補助予約を行った団体が、やむを得ず補助予約内容の変更もしくは中止をしようとするときは、すみやかに補助予約変更・中止届出書（様式第５号）を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（同一年度内における実施日の変更、参加者数の変動。）の場合を除く。

（実績報告）

第８条　実績報告書は、第５条第２項の規定による交付決定があった場合においては、同条第１項に規定する補助金交付申請書および添付書類をもって提出があったものとみなす。

２　額の確定の通知は、第５条第２項の補助金交付決定通知書（兼 額の確定通知書）と兼ねるものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金は、精算払いにより交付するものとし、前条の額の確定があった場合においては、第５条第１項に規定する補助金交付申請書をもって交付請求書の提出があったものとみなす。

（関係書類の備え付け）

第10条　事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和６年12月１日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付対象団体 | 補助金交付対象事業 |
| 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県内に所在する大学の公認学生団体 | 補助金交付対象団体が公式行事として行うJR草津線を利用して行う合宿（草津市を除く滋賀県草津線複線化促進期成同盟会構成市町に所在する宿泊施設に1泊以上滞在するものに限る。）で、営利を目的としないもの。 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 補助金の限度額 |
| １人あたり１，０００円 | １団体あたり３０，０００円 |

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

　滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

　　会長　三日月　大造　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所属大学

団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

担当者

電話番号

FAX番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金 補助予約申込書

　　年度において、JR草津線を利用した合宿等支援事業について、以下のとおり実施したいので補助予約します。なお、当団体が、大学の公認団体であることを誓約します。

１　事業内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名（合宿名） |  |
| 実施日 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 参加者数 | 人 |
| 草津線利用者数 | 人 |
| 行程  （草津線の乗降駅を含む行程（往復）を記載してください） |  |
| 宿泊予定施設名 |  |

２　申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 総額 | 円 |
| 内訳 | １，０００円／人　×　（　　　　　　人） |

※総額の上限は３０，０００円

様式第２号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 受理番号 |
|  |

　　年　　月　　日

　滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

　　会長　三日月　大造　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所属大学

団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

担当者

電話番号

FAX番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金交付申請書

（兼 実績報告書・交付請求書）

　　年度において、JR草津線を利用した合宿等支援事業について、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、標記補助金交付要綱第５条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。なお、当団体が、大学の公認団体であることを誓約します。

記

金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 |  |
| 銀行・支店名 |  |
| 口座種別（普通・当座） |  |
| 口座番号 |  |
| (ふりがな)  口座名義 |  |

　添付書類

　　１　事業計画書および収支予算書（兼 実績報告書および収支決算書）（様式第３号）

　　２　宿泊施設の領収書等の写し

　　３　JR草津線を団体で利用したことが分かる書類

（団体切符領収書の写し（団体切符利用時）、または草津線の手原駅～柘植駅の改札内で合宿参加者が写った写真）

様式第３号（第５条関係）

事業計画書および収支予算書

（兼　事業実績書および収支決算書）

１　事業内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名（合宿名） |  |
| 実施日 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 参加者数 | 人 |
| 草津線利用者数 | 人 |
| 行程  （草津線の乗降駅を含む行程（往復）を記載してください） |  |
| 宿泊予定施設名 |  |

２　収支

|  |  |
| --- | --- |
| 総額 | 円 |
| 内訳 | １，０００円／人　×　（　　　　　　人） |

※総額の上限は３０，０００円

※「補助予約申込書」（様式第１号）の「写し」（補助予約内容の変更等を行った場合は、「補助予約 変更・中止届出書」（様式第５号）の「写し」）を提出することで、本様式の提出に代えることができる。

ただし、「写し」を提出する場合は、「受理番号」を付記した受理印が押印されたものに限る。

また、受理後に参加者数の変動による収支等、軽微な変更が生じた場合は「写し」に朱書き訂正を行うこと。

様式第４号（第５条第２項関係）

　　年　　月　　日

様

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

会 長 三日月　大造

JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金交付決定通知書

（兼　額の確定通知書）

年( 年) 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により下記のとおり交付することに決定し、併せて同要綱第８条第２項の規定によりその額を確定したので、通知します。

記

　１　補助金の交付決定額（額の確定額）は、次のとおりである。

　金　　　　　　　　円

２　補助の条件は、次のとおりとする。

(１) 補助事業の実施については、JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

(２)　補助事業者は、事業に関する帳簿を備え、これに補助事業に係る収支の状況を記入し、事業完了日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

|  |
| --- |
| 受理番号 |
|  |

様式第５号（第７条関係）

　　年　　月　　日

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

会長　三日月　大造　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所属大学

団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

所在地

担当者

電話番号

FAX番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

JR草津線を利用した合宿等支援事業補助金 補助予約　変更・中止届出書

　　年度において、JR草津線を利用した合宿等支援事業について、以下のとおり補助予約内容の変更・補助予約の中止を行いたいので届け出ます。

１　事業内容等（変更の場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名（合宿名） |  |
| 実施日 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 参加者数 | 人 |
| 草津線利用者数 | 人 |
| 行程  （草津線の乗降駅を含む行程（往復）を記載してください） |  |
| 宿泊予定施設名 |  |

２　収支（変更の場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 総額 | 円 |
| 内訳 | １，０００円／人　×　（　　　　　　人） |

※総額の上限は３０，０００円

３　変更または中止の理由